（前のページより続き）

〔資　料〕
閣議決定等事項
〔公　告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家、財団、登録個別信用購入あっせん業者の営業の廃止関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　三
特殊法人等
職員の免職処分関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効の取消関係　三
会社その他
会社決算公告

省　令

○厚生労働省令第八十六号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第五項及び第十二条の二第二項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中「次に掲げる」を「医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、病院等に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第九条の二第三項中「次に掲げる」を「インターネットの利用その他適切な」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第三十五条第二項中「前項第五号の」の下に「合併後存続する医療法人の」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第八十二条の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を改正する省令

薬事法施行規則の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第五十四号の(1)中「殺虫剤及び」を「殺虫剤、」に改め、「含有するもの」の下に「及びジメチルジクロロビニルホスフェイトをプラスチック板に吸着させた殺虫剤であつて一枚中ジメチルジクロロビニルホスフェイト二一・三九ｇ以下を含有するもの」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第五十四号(1)に規定するジメチルジクロロビニルホスフェイトをプラスチック板に吸着させた殺虫剤であつて、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付する文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

○厚生労働省令第八十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「、乳幼児二十人以下を入所させる施設にあつては個別対応職員を」を削り、同条第五項中「一・七人」を「一・六人」に改める。

第二十七条第四項を次のように改める。

4　配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。

第二十七条に次の二項を加える。

5　母子支援員の数は、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては三人以上とする。

6　少年を指導する職員の数は、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、二人以上とする。

第四十二条第六項中「通じて、」の下に「満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上」を加え、「六人」を「五・五人」に改め、同条第七項中「一・七人」を「一・六人」に改める。

第七十五条第六項及び第八十条第六項中「五人」を「四・五人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年五月三十一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―三〇―七九

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「、高松空港事務所」を削り、同項第三号中「八尾空港事務所」の下に「、高松空港事務所」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百九十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十一条第四項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣が指定する区域を次のように指定する。

平成二十四年五月三十一日

総務大臣　川端　達夫

地方税法附則第五十一条第四項に規定する総務大臣が指定する区域は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項又は第五項の規定により同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長（以下「原子力災害対策本部長」という。）が市町村長に対して行う帰還困難区域又は居住制限区域の設定を行うことの指示（同法第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行う警戒区域又は計画的避難区域（平成二十四年三月三十一日において、同条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った警戒区域又は計画的避難区域の設定を行うことの指示の対象区域であったものに限る。）の設定の解除を行うことの指示と併せて行うものに限る。）の対象区域となった区域とする。